

令和3年度税制改正概要 納税環境整備等

今回は令和3年度税制改正の最終回として、納税環境等の整備に係る内容の解説になります。経済社会のデジタル化やキャッシュレス化、テレワークの推進に伴い、税務に関わる業務・制度も社会の変化に対応して徐々に改正されてきています。

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し

政府全体の行政手続における押印義務の見直し方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類のうち、納税者の押印が必要だった書類について、原則として押印義務が廃止され、既に㊟を削除した様式に変更されています。地方税でも同様です。但し、実印による押印・印鑑証明書の添付が必要であった書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。



押印不要となる書類の例	引き続き押印を要する書類の例	適用日
・確定申告書 ・給与所得者の扶養控除等申告書	・遺産分割協議書 ・不動産抵当権設定登記承諾書 ・第三者による納税保証書	R.3.4.1以後提出する書類

* 上記の他、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印義務は残ります。

(2) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、令和4.1.4よりスマートフォンのアプリ決済サービス（例：○○Pay等）を使用して納付できるようになります。従来のクレジットカード、インターネットバンキング等での納付に加え、利用者の多いアプリ決済サービスの納付が加えられたこととなります。



- * 納付書で納付できる国税が対象、税目制限なし（法人・個人とも）。
- * 地方税も対象で固定資産税等の納税も可能。
- * 納付可能額は30万円までに限定。

(3) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税共通納税システムの対象税目は従来、法人都道府県民税、法人事業税等限定された税目のみでした。今回の改正により、固定資産税、都市計画税、(軽)自動車税が追加され、eLTAX(エルタックス)を通じた電子納付が可能となります。令和5年度以後の課税分について適用される予定です。

現在でも、法人税等は電子申告後、e-tax・eLTAXからの「ダイレクト納付」等により金融機関口座から納付できますが、上記(2)(3)により、さらに金融機関窓口以外での納付手段が増えます。

※令和3年度税制改正に伴う「電子帳簿等保存制度の見直し」については、今後まとめて解説する予定です。

税務署への「適格請求書発行事業者の登録申請」10月開始 インボイス制度について

令和5年(2023年)10月1日から、消費税について「インボイス制度」が始まります。課税事業者は予め税務署に登録申請することで、R5.10.1以降登録番号を記載した請求書等が発行できるというものです。仕入側はこれが無いと消費税の仕入税額控除ができない等、業務に広く影響する大改正です。

登録申請期間は今年の10月1日～令和5年3月31日です。次回、この制度の概要をお伝えいたします。またこの事務所通信以外でもお伝えできる方法を現在検討中です。

@9月の予定

- 9/10 ・ 8月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 9/30 ・ 7月決算法人の確定申告
・ 1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

